

研究費不正使用防止計画

2015年9月3日

本学は、「京都薬科大学研究費の不正使用の防止及び対応に関する規則」第7条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり研究費等の不正使用防止計画を定める。

記

1. 学内の責任体系の明確化
 - (1) コンプライアンス推進責任者の役割の適切な理解を促すために、コンプライアンス推進責任者用の手引を作成し、責任体系を明確化する。
2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - (1) ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化、関係者の意識向上を推進するために、各構成員の問題意識を体系的に吸い上げる仕組みを検討する。吸い上げた問題意識を精査し、必要に応じて、行動規範、規則または手引等に反映させる。
 - (2) 適切な研究費使用に対する理解を深め、実行していくことを目的として、コンプライアンス推進責任者、臨時職員を含む研究費使用に関係する職員を対象として、定期的に研修を実施する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の改善・実施
 - (1) 部局から相談を受けた案件等をリスト化することにより、不正を発生させる要因を正確に把握して、不正防止計画を改善する。
 - (2) 不正防止計画に適切に取り組むために、関連部署が当事者意識を持つための研修を実施する。また、必要に応じて不正防止計画推進部署の見直しを行う。
4. 研究費の適正な運営・管理活動
 - (1) 遠隔地に所在する薬用植物園での検収を実施するために、検収員の配置や検収の仕組みづくりを検討する。
 - (2) 特殊な役務の検収に対するルールを策定し、研修を実施する。
 - (3) 換金性の高い物品の管理ルールの理解度を向上させるために、管理ルールを明確に示す手引を作成し、研修を実施する。

5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 本学の行動規範や規則をわかりやすく示したリーフレットを作成し、情報発信・共有化に役立てる。

6. モニタリングの在り方

- (1) 内部監査マニュアルについて、リスクアプローチ監査を含めた現状の監査方法を十分に反映したものであるかを精査し、必要に応じて見直すことにより、内部監査部門の担当者交代により内部監査の的確な実施が困難となることを防ぐ。

以上